



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ッ グ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内 川 淳 一 郎  
(東証第一部・コード番号 4286)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 平 賀 一 行  
(TEL 03-3408-3090)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対する新たなインセンティブプランとして、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 導入の背景

当社は、従業員のインセンティブプランの一環として普及が進んでいる日本版 ESOP（=Employee Stock Ownership Plan）について検討してまいりましたが、今般、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付する本制度を導入することといたしました。

### 2. 本制度の概要

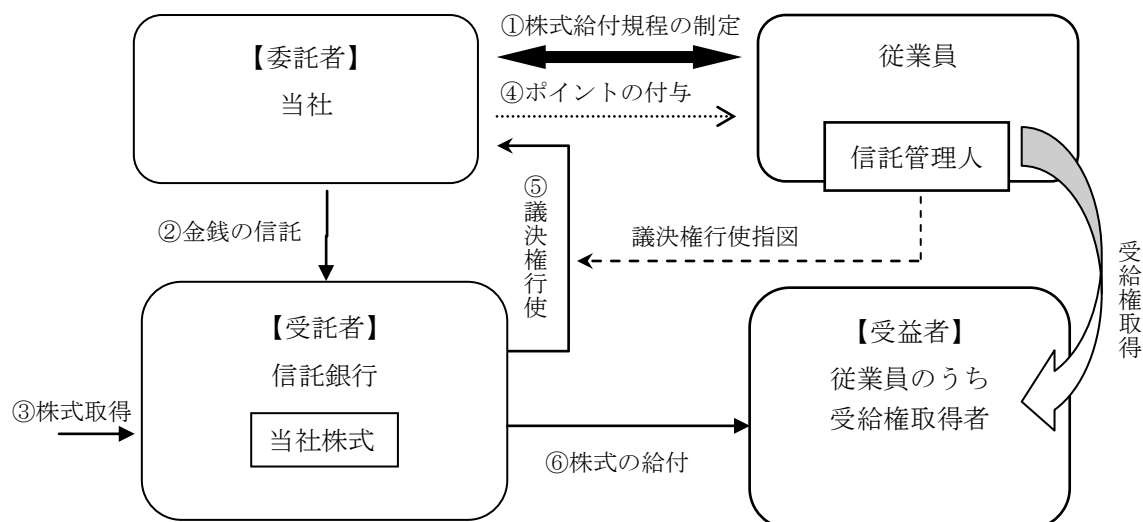
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、当社は、本制度導入決議と同時に、取得する株式の総数を 200,100 株（上限）とし、株式の取得価額の総額を 119,859,900 円（上限）とし、取得する期間を平成 28 年 5 月 10 日から平成 28 年 6 月 6 日までとして、自己株式の取得（以下、「本件自己株式取得」といいます。）に係る事項を決議いたしました（詳細につきましては、本日付「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご参照ください）。当社は、本件自己株式取得の終了後において、本制度導入に伴い設定される信託に対して、本件自己株式取得により取得した株式の一部を処分する予定ですが、処分株数や処分価格等の詳細は現時点では未定であり、決定次第改めてお知らせいたします。

また、本制度における信託の設定時期、金額等につきましても現時点では未定であり、決定次第改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するため信託銀行（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（J-ESOP）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：従業員の中から選定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑨ 株式給付規程の効力発生日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑩ 信託の期間：金銭を信託する日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上